

平成26年10月20日
総務省政策統括官（統計基準担当）

諮 問 の 概 要

1 諮問事項

基幹統計調査である「社会教育調査」（以下「本調査」という。）の平成 27 年度の実施に当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、文部科学大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

あわせて、法第 7 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、基幹統計である「社会教育調査」の指定の変更（名称の変更）を行うこと。

2 変更の概要

（1）社会教育調査（基幹統計調査）の変更

次の 9 種類の調査票により実施されている本調査について、調査計画における報告を求める事項等を以下のとおり変更する。

現行の本調査の調査票の概要

調査票	調査内容	報告者数
社会教育行政調査票	教育委員会事務局の社会教育関係職員、社会教育委員等に関する事項、社会教育関連事業の実施状況 等	都道府県・市町村教育委員会 1,805
公民館調査票 ^(注1)	施設の利用状況、講演会・講習会・実習会等諸集会の実施状況、学習・講座の実施状況 等	公民館 15,399
図書館調査票 ^(注1)	図書の日本 10 進分類等別冊数の構成比、図書等の貸出冊数等に関する事項 等	図書館 3,274
博物館調査票 ^(注1)	展示資料等における人文科学資料・自然科学資料別の実物・標本・模型（模写）別の保有状況 等	博物館 1,262 博物館類似施設 4,485
青少年教育施設調査票 ^(注1)	宿泊等施設の利用状況、青少年団体研修等各種事業の実施状況、学級・講座の実施状況 等	青少年教育施設 1,048
女性教育施設調査票 ^(注1)	展示会等各種事業の実施状況、学級・講座の実施状況 等	女性教育施設 375
体育施設調査票 ^(注1)	施設の利用状況、スポーツ教室等各種事業の実施状況 等	社会体育施設 27,469 民間体育施設 10,261
文化会館調査票 ^(注1)	ホール等の使用状況、入場者数等に関する事項 等	文化会館 1,866
生涯学習センター調査票 ^(注1)	施設の利用状況、学級・講座の状況 等	生涯学習センター 409

（注 1）共通的な調査事項として、設置者、管理者、職員、ボランティア活動及び施設・設備に係る事項を調査している。

（注 2）調査方法は、郵送又はオンライン調査である。

（注 3）報告者数は、平成 23 年度調査実績である。

ア 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の改正により、社会教育委員及び公民館運営審議会^{（注）}の委員の委嘱の基準は地方公共団体の条例で定めることとされ、従来、同法による委嘱の基準では認められていなかった者を任命することが可能となったことから、その実態を把握するため、社会教育委員等の選択肢として「その他条例で定める者」を追加する。

また、当該改正等により、公民館等は、施設運営能力の向上の観点から、運営状況に関する評価の実施に努めることとされたことから、その進捗状況を確認し、より一層の推進を図るため、運営状況に関する評価の実施状況を把握する調査項目を追加する。

変更内容	変更後	現行
社会教育委員及び公民館運営審議会の構成員に係る選択肢の追加 （社会教育行政調査票及び公民館調査票）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育関係者 ・社会教育関係者 ・家庭教育の向上に資する活動を行う者 ・学識経験者 ・<u>その他条例で定める者</u> ※男女別の人数を把握	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育関係者 ・社会教育関係者 ・家庭教育の向上に資する活動を行う者 ・学識経験者 ※男女別の人数を把握
運営状況に関する評価の実施状況に係る調査項目の追加 （公民館調査票、図書館調査票等）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>評価の実施状況</u> ① <u>自己評価の有無</u> ② <u>外部評価の有無</u> ・<u>評価結果の公表の有無</u> 	（新設）

（注）公民館運営審議会とは、公民館長の諮問に応じて、公民館における各種事業の企画実施について、調査審議を行う機関である。

イ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）の施行（平成 24 年 6 月）を踏まえ、同法の規定に沿って、文化会館調査票について、その名称を「劇場、音楽堂等調査票」に改めるとともに、調査対象の属性的範囲に係る施設の名称の変更を行う。

変更内容	変更後	現行
調査票の名称の変更 （文化会館調査票）	<u>劇場、音楽堂等調査票</u>	<u>文化会館調査票</u>
調査対象の属性的範囲の変更 （文化会館調査票）	地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する <u>劇場、音楽堂等</u> （劇場、 <u>音楽堂、文化会館、</u> 市民会館、文化センター等）で座席数 300 以上のホールを有するもの	地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する <u>文化会館</u> （劇場、市民会館、文化センター等）で座席数 300 以上のホールを有するもの

ウ 近年、情報通信技術の進展により、社会教育関係施設から利用者への情報提供方法が多様化していること等から、その実態を把握し、情報通信技術を活用したより積極的な情報発信を促進するため、情報提供方法に係る調査項目にお

いて、選択肢の表記を「情報システムネットワーク」から「情報ネットワーク」に変更するとともに、それによる情報提供方法をより詳細に把握できるよう補問の内容を変更する。

変更内容	変更後	現行
情報提供方法に係る 選択肢の表記及び補 問の内容の変更 (公民館調査票、図 書館調査票等)	<u>情報ネットワーク</u> → <u>ホームページ、メールマガジ ン、ソーシャルメディアによ る提供の有無</u>	<u>情報システムネットワーク</u> → <u>施設独自のホームページの開 設の有無を回答</u>

エ 平成 23 年 3 月の東日本大震災の発生を契機に、公民館の避難所としての機能が再認識されたことから、公民館における耐震診断や耐震改修の実施についての今後の支援策の検討に資するため、公民館の耐震診断の実施状況等を把握する調査項目を追加する。

変更内容	変更後	現行
耐震診断の実施状況 に係る調査項目の追 加 (公民館調査票)	① <u>昭和 56 年の耐震基準の改正 前の建築棟数</u> ・ <u>うち、耐震診断の実施棟 数、耐震性の有無別の棟数</u> ② <u>地方公共団体による避難所 としての指定の有無</u>	(新設)

オ その他、報告者負担等を勘案した調査項目の簡素化や削除を行うとともに、調査票のデザイン・レイアウト、設問や選択肢の文言表現等について、必要な改善を行う。

(2) 社会教育調査（基幹統計）の指定の変更（名称の変更）

「社会教育調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当ではない。

この点を踏まえ、基幹統計である社会教育調査の名称を適切なもの（例：社会教育統計）に変更する。

3 特記事項（統計委員会答申における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）における指摘事項についての対応状況）

本調査については、平成 20 年度調査に係る統計委員会答申「諮問第 6 号の答申平成 20 年に実施される社会教育調査の計画について」（平成 20 年 4 月 14 日府統委第 55 号）において、「今後の課題」として以下の事項が指摘されている。

① 生涯学習という広い視座の中で、社会教育に関する統計の整備のために、社会

教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造や、施設の利用者側の状況を把握することも必要であることから、生涯学習を支援する社会教育に関する統計調査の在り方を見直し、関連する統計調査間での役割分担も整理した上で、本調査についても所要の改善を行うこと。

- ② 学習内容の分類に当たっては、国際比較の可能性も視野に入れて、概念の明確化、重複の整理、簡素化等を行い、より標準的で記入しやすい分類となるよう、次回以降の調査において、今回の調査結果等も踏まえた所要の改正を行うこと。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）において、「社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する」との課題が指摘され、これについては、次期（平成 27 年度予定）調査の企画時期までに結論を得ることとされている。

こうしたことから、調査実施者である文部科学省による当該指摘事項に対する対応状況の適否等について、検討する必要がある。

社会教育調査の概要

前回調査の概要

○ 調査の目的

社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにする。

○ 調査の周期

昭和 30 年度に開始され、50 年度までは 3 年から 5 年ごとに実施。昭和 50 年度調査以降は 3 年ごとに実施している。

○ 調査の期日

平成 23 年 10 月 1 日現在

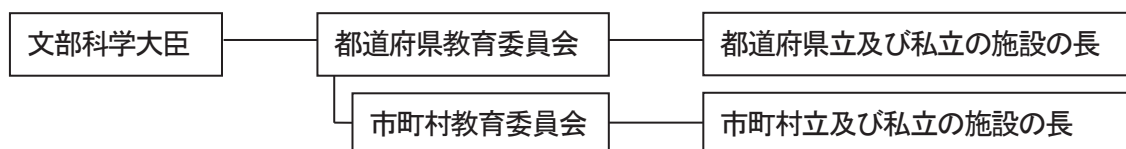
○ 調査の対象 (67,653 施設 (平成 23 年度社会教育調査実績))

- ・ 社会教育行政調査票 都道府県・市町村教育委員会 1,805
- ・ 公民館調査票 公民館 15,399
- ・ 図書館調査票 図書館 3,274
- ・ 博物館調査票 博物館 1,262 博物館類似施設 4,485
- ・ 青少年教育施設調査票 青少年教育施設 1,048
- ・ 女性教育施設調査票 女性教育施設 375
- ・ 体育施設調査票 社会体育施設 27,469 民間体育施設 10,261
- ・ 文化会館調査票 文化会館 1,866
- ・ 生涯学習センター調査票 生涯学習センター 409

○ 調査事項

教育委員会事務局の社会教育関係職員に関する事項、施設の職員に関する事項、施設・設備に関する事項、事業実施に関する状況、施設の利用状況、ボランティア活動に関する事項 等

○ 調査の流れ



○ 利活用状況

- ・ 社会教育法 (昭和 24 年法律第 207 号) 等の改正に係る検討
- ・ 教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号) に基づく教育振興基本計画の策定に係る検討 等



近年の重要課題（新たなニーズ）

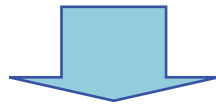
社会教育法の改正や情報通信技術の進展など、近年の社会状況の変化を踏まえ、調査内容について所要の見直しを行う。

○ 社会教育法の改正

- ・ 社会教育委員や公民館運営審議会^(注)の委員の委嘱基準について、社会教育法によるものから地方公共団体の条例によるものへ変更
- ・ 公民館、図書館等の運営状況に関する評価の努力義務規定の新設

(注) 公民館運営審議会とは、公民館長の諮問に応じて、公民館における各種事業の企画実施について、調査審議を行う機関である。

- 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）の施行（平成24年6月）
- 進展しつつある情報通信技術の生涯学習・社会教育への活用
- 東日本大震災を踏まえた公民館の避難所としての活用



平成27年度社会教育調査のポイント

〔社会教育法の改正への対応〕

- 社会教育委員や公民館運営審議会の委員の構成に係る選択肢に「その他条例で定める者」を追加（社会教育行政調査票及び公民館調査票）
- 新たに「運営状況に関する評価の実施状況」（自己評価の有無、評価結果の公表の有無等）を把握（公民館調査票、図書館調査票等）

〔劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の施行への対応〕

- 文化会館調査票について、調査票の名称を「劇場、音楽堂等調査票」に改めるとともに、調査対象の属性的範囲等を変更（文化会館調査票）

〔進展しつつある情報通信技術の生涯学習・社会教育への活用〕

- 情報ネットワークによる情報提供方法（ホームページ、メールマガジン等）をより詳細に把握（公民館調査票、図書館調査票等）

〔東日本大震災を踏まえた公民館の避難所としての活用〕

- 新たに「耐震診断の実施状況」（耐震診断の実施の有無、地方公共団体による避難所としての指定の有無等）を把握（公民館調査票）

〔その他〕

- 報告者負担等を勘案した調査事項の簡素化・削除等（全調査票）

教育に関する統計調査の体系

学校教育

学校基本調査（基幹統計調査、毎年）

- ・我が国の学校教育に関する最も重要な調査の一つで、全国の全ての学校を対象。昭和23年から実施
- ＜主な調査項目＞
- 学校数、在学者数、教職員数、学校施設、学校経費、卒業後の進路状況等

学校教員統計調査（基幹統計調査、3年周期）

- ・教員に関する諸施策の検討立案のための基礎資料を作成するための調査。一部標本調査。昭和22年から実施
- ＜主な調査項目＞
- 学校の教員構成、教員の個人属性・職務態様・異動状況等

学校保健統計調査（基幹統計調査、毎年）

- ・学校保健行政上の基礎資料を作成するための調査。標本調査で、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校に在籍する幼児、児童及び生徒を対象。昭和23年から実施
- ＜主な調査項目＞
- 幼児・児童・生徒の発育状態、健康状態等

子供の学習費調査（一般統計調査、隔年）

- ・保護者が支出した教育関係経費の実態を捉えることを目的とした標本調査。平成6年から実施
- ＜主な調査項目＞
- 保護者が支出した学校教育費、学校給食費、学校外活動費、世帯の年間収入等

地方教育費調査（一般統計調査、毎年）

- ・地方公共団体が支出した教育費及び教育行政組織の実態を明らかにすることを目的とした調査。昭和24年から実施
- ＜主な調査項目＞
- 財源別・支出項目別の学校教育費、社会教育費、教育行政費等

社会教育

社会教育調査（基幹統計調査、3年周期）

- ・社会教育行政上の基礎資料を作成するための調査。全数調査。昭和30年から実施
- ＜主な調査項目＞
- 社会教育関係の施設における職員数、施設・設備の状況、活動の状況等

社会教育調査結果の利用状況

行政上の施策への利用

1 法律の改正に係る検討における利用

- ・社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の改正（平成 25 年 6 月）に係る検討のための資料として「社会教育委員の設置状況」や「公民館運営審議会等の構成」等を利用
- ・社会教育法の改正（平成 20 年 6 月）に係る検討のための資料として「学習人口の現状」や「社会教育主事の配置状況」等を利用
- ・図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）の改正（平成 20 年 6 月）に係る検討のための資料として「図書館数の推移」等を利用 等

2 施設の設置基準の改正に係る検討における利用

- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準の改正（平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省 告示第 172 号）に係る検討のための資料として「図書館数の推移」等を利用 等
- ・博物館の設置及び運営上の望ましい基準の改正（平成 23 年 12 月 20 日 文部科学省 告示第 165 号）に係る検討のための資料として「博物館数の推移」等を利用 等

3 その他

- ・第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）の策定に係る検討のための資料として「図書館の帯出者数」や「学級・講座の開設状況」等を利用
- ・第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（平成 25 年 1 月 25 日）において、「主な社会教育施設の施設数と利用状況」や「社会教育主事の人数及び配置率の推移」等を利用
- ・今後の青少年の体験活動の推進について（答申）（平成 25 年 1 月 21 日）に係る検討のための資料として「公立の青少年教育施設数の推移」を利用
- ・超高齢社会における生涯学習の在り方に関する検討会の報告書「長寿社会における生涯学習の在り方について」（平成 24 年 3 月 26 日）の資料として「学級・講座の開設状況」等を利用
- ・劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討会の報告書「劇場、音楽堂等の制度的な在り方に関するまとめ」（平成 24 年 1 月 13 日）において「設置者別文化会館数」等を利用
- ・文化審議会の資料「文化芸術関連データ集」（平成 23 年度）において「文化関連施設の施設数、職員数、利用者数の推移」等を利用
- ・「体育・スポーツ施設現況調査」報告書（平成 20 年度）において「社会体育施設」及び「民間体育施設」の施設数を利用
- ・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成 20 年 3 月 11 日 閣議決定）において「公立図書館の児童書の貸出冊数」を利用

白書等における分析での利用

- ◆ 「子ども・若者白書」（内閣府）
 - ・ 公立の青少年教育施設数の推移
- ◆ 「文部科学白書」（文部科学省）
 - ・ 公民館数等の推移
 - ・ 学級・講座の実施状況及び受講者数
 - ・ 図書館数と貸出冊数の推移

**「諮問第6号の答申 平成20年に実施される社会教育調査の計画について」
(平成20年4月14日府統委第55号)における「今後の課題」**

2 今後の課題

- (1) (略) 生涯学習という広い視座の中で、社会教育に関する統計の整備のために、社会教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造や、施設の利用者側の状況を把握することも必要であることから、生涯学習を支援する社会教育に関する統計調査の在り方を見直し、関連する統計調査間での役割分担も整理した上で、本調査についても所要の改善を行う必要がある。

- (2) 学習内容の分類に当たっては、国際比較の可能性も視野に入れて、概念の明確化、重複の整理、簡素化等を行い、より標準的で記入しやすい分類となるよう、次回以降の調査において、今回の調査結果等も踏まえた所要の改正を行う必要がある。

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）（抜粋）

第2 公的統計の整備に関する事項

3 人口・社会、労働関連統計の整備

(3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備

関係府省は、学校教育関連統計及び社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための関連統計について、学校教育を取り巻く環境変化への対応や、教育機能を総合的に把握する観点から、学歴等の教育関連項目の追加などの改善・検討を順次行っている。

一方、学校教育関連統計については、社会問題となっている「いじめ」の実態をよりの確に把握することや、教育費関係の支出の負担感の高まりを背景に学習費をよりの確に把握することが必要である。

また、社会生活や雇用・労働と教育との関係を分析するための関連統計については、近年の就職ミスマッチなどによる若者の早期離職や未就業等の雇用状況の改善に向けて、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の整備が求められている。

このため、学校教育関連統計については、「いじめ」等の実態を都道府県別に把握する児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における客観的な調査基準の設定等に取り組むとともに、報告者の負担を考慮した上で、子供の学習費調査における調査内容の充実を図る。また、学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計については、既存統計調査との連携も含めて、実現に向けて引き続き検討する。さらに、教育委員会が重要な役割を担う社会教育調査（基幹統計調査）については、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果を踏まえつつ、生涯学習という、より広い視野からの統計整備を検討する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 人口・社会、労働関連統計の整備 (3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客観性及び比較可能性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。	文部科学省	平成26年度から実施する。
	○ 子供の学習費調査について、報告者の負担を考慮した上で、学習費のよりの確な把握に向け、学習費に関連する調査内容等の充実を図る。	文部科学省	平成26年度から実施する。
	○ 学校教育から就業へのライフコースを的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。	文部科学省	平成27年度末までに結論を得る。
	◎ <u>社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。</u>	文部科学省	<u>次期（平成27年度予定）調査の企画時期までに結論を得る。</u>